

沼津市公共施設照明 L E D 化事業 実施方針

令和 7 年 10 月 7 日

沼津市

目 次

1. 特定事業の選定に関する事項.....	1
1) 事業内容に関する事項.....	1
2) 特定事業の選定方法等に関する事項.....	5
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
1) 募集要項	7
2) 民間事業者の選定に係る基本的な考え方.....	7
3) 各種業務に関する要求水準.....	7
4) 募集及び選定の手順及びスケジュール（予定）	7
5) 募集要項等に対する質問・回答.....	8
6) 参加資格要件.....	8
7) 提案審査及び選定に関する事項.....	10
8) 契約に関する基本的な考え方.....	11
9) 提案書類の取扱い.....	11
3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	12
1) 予想されるリスクと責任分担.....	12
2) 事業実施のモニタリング.....	12
4. 公共施設等の種別並びに規模等に関する事項.....	14
5. 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項....	15
1) 基本的な考え方.....	15
2) 紛争の際の裁判所に関する事項.....	15
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	16
1) 本事業の継続に関する基本的な考え方.....	16
2) 本事業の継続が困難になった場合の措置.....	16
3) 金融機関等と市との協議.....	16
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	17
1) 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	17
2) 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	17
3) その他の支援に関する事項.....	17
8. その他特定事業に関し必要な事項.....	18
1) 予算措置等	18
2) 情報公開及び情報提供.....	18
3) 問合せ先	18

沼津市は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 3 項の規定により、公共施設照明 L E D 化事業（以下「本事業」という。）に関する実施方針について公表する。

令和 7 年 10 月 7 日

沼津市長 頼重 秀一

1. 特定事業の選定に関する事項

1) 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

沼津市公共施設照明LED化事業

(2) 公共施設の種類等

教育・スポーツ関連施設	40 施設 (28,546 台)
福祉関連施設	16 施設 (5,048 台)
庁舎・公民・文化関連施設	21 施設 (10,319 台)
その他	5 施設 (1,222 台)

計 82 施設 (45,135 台)

詳細は、事業募集公告時に公表する。

(3) 公共施設の管理者の名称

沼津市長 頼重 秀一

(4) 事業の目的

近年、世界中で地球温暖化の影響が叫ばれる中、国でも温室効果ガス排出量の削減について施策を推進することが責務となっている。また、水銀に関する水俣条約の発効によって水銀灯及び一般蛍光灯等の生産・販売等が中止となり、同製品への更新が出来なくなるなど照明設備の取替も急務となっている。

本市は、令和4年3月に「ゼロカーボンシティ NUMAZU2050」を表明し、市事務事業においても、「沼津市役所環境方針」及び「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して取り組んでいる。

また、本市は、公共施設全体のエネルギー使用量（原油換算値）の合計が、1,500k1/年を超える「特定事業者」であり、エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）において、エネルギー消費原単位の対前年度比を年1%以上低減させることが求められている。

本事業は、既設照明施設のLED化の更新にあたり、資金調達面や施工、維持管理などについて民間事業者に委ねることで、長期間に亘って良好な保全状態で維持し、長期的な観点での整備コストの縮減と質の確保を図るとともに、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」、政府が提唱する「地域循環共生圏」「ローカルPFI」等の主旨に沿った事業とすることにより、沼津市内の地域経済・社会により多くのメリットをもたらすことを目

的とする。

なお、本事業は、「ゼロカーボンシティ NUMAZU2050」の表明や、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく電力使用による二酸化炭素排出量の削減とエネルギー使用の合理化に資する施策の一つとして位置付けるものである。

（５）事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、PFI 法という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき市が選定した民間事業者（以下「事業者」という。）が、対象施設の設計業務、施工業務、維持管理業務を事業契約書に定める事業期間中にわたって維持管理業務を遂行する、BT0 方式（Build Transfer and Operate）により実施する。また、内閣府「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 5 年改訂版）」における「ローカル PFI」に沿うものとする。

（６）業務範囲

本事業において事業者が実施する業務範囲は、次のとおりである。

① 調査業務

ア 現地調査

- ・既設照明灯の位置の調査（所在地等設備管理上必要となる各種情報の調査）
- ・既設照明灯の設備の調査（灯具の種類等の設備内容調査）

イ 電力契約照合等

- ・既設照明灯に係わる電力契約の調査及び現地調査結果の突合
- ・電力契約と既設照明灯との数量相違の把握・整合

② 照明灯設備のデータベース構築、報告

ア 照明灯設備の詳細情報をエクセルにてデータベースを構築すること

- イ 事業期間中に市が行う照明設備の修繕依頼や新設・移設・撤去等の移動連絡に係わる情報をアで構築した内容に基づき市に報告すること
- 市は報告内容に基づき、データベースを更新すること

③ 設計・施工計画・施工管理業務

- ア LED 化のメリットを最大限に享受できる設計・施工計画・施工・施工管理
- イ 利用者及び作業者の安全に配慮した設計・施工計画・施工・施工管理

④ 既設設備の撤去・リサイクル・廃棄処分業務

- ア 関係諸官庁の指導及び関係法令等を遵守しつつ、撤去工事及び施工管理を実施す

ること

- イ 撤去した設備（灯具本体、グローブ、安定器等）の再利用、撤去品項目ごとの適切なリサイクル方法にもとづき実施すること

⑤ 維持管理業務

- ア 事業者は、施設管理者等からの連絡に基づき、設備の調査・修繕を行う。
原則、メーカー等保証、保険対象範囲内での対象とする。
- イ 事業者は、照明灯に関する市都合による移動連絡（新設・撤去・移設等）を受けた場合、都度、市と協議、見積のうえ決定し、その内容にもとづき対応するものとする。これらもデータベースの内容に基づき、市へ報告する。また、アの修繕結果についても同様とする。
- ウ 本事業以前に設置した既設の LED 設備については、本事業の対象外とする。
- エ 事業者は、施設管理者等からの連絡受付のための窓口を設置し、少なくとも平日午前 9 時から午後 6 時まで、設備の修繕依頼を受け付ける。
- オ 修繕については、依頼を受けた日から起算して、原則 3 日以内に実施するものとする。ただし、緊急的な初期応動が必要な場合は、速やかに応急的な対応作業を実施する。その際に生じる費用は、その損害の原因により事業者又は市が負担することとする。
 - a 事業者が費用を負担する場合
 - 1) 火災、落雷、破損、盗難、雪害・風害、電氣的・機械的事故など、偶然、外来、かつ急激な事故によって生じた損害
 - 2) 設備の製品としての不具合による故障
 - b 市が費用を負担する場合
 - 1) 市又は清掃など市の依頼による作業者の責による損害
 - 2) 地震・噴火及びこれらに起因する津波による損害
 - 3) 戦争・暴動・変乱による損害
 - 4) その他、a 以外で、事業者の責に因らない損害
- カ 事業者は、設備について自己の負担で保険に加入することとする。ただし、加入する種類・内容については市と協議の上、定める。

⑥ 事業検証報告

- ア 事業者は、提案により示した光熱費削減額が確実に守られていることを証明するための適切な検証手法を市に提示する。
- イ 事業者は、前項の検証結果並びに修理・交換等の記録を、毎年度市に報告し、市は当該報告の内容を確認する。

(7) 市の支払に関する事項

市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条に規定する債務負担行為に基づき、事業者から提供されたサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価（以下、「サービス購入費」という。）を事業者に対して支払う。

市が事業者を支払うサービス購入費は、LED 整備に係る対価及び維持管理業務、事業検証報告業務から構成される。

市は、事業者に提供するサービス購入費については、毎年度、1 回支払うことを基本とする。

(8) 事業スケジュール

① 契約の締結時期

本事業のスケジュールは、概ね下記のとおりとする。本事業の実施にあたっては、最長令和 12 年 3 月までの設計・施工を想定しており、事業期間は、契約締結日から令和 22 年 3 月までを最長とする。ただし、事業者の提案による工期短縮は可能とする。維持管理期間の原則的な考え方は、整備期間終了次年度から 10 年間とする。

業務内容		想定スケジュール
事業契約締結		令和 8 年 3 月
整備期間	調査・設計業務	令和 8 年 3 月～令和 12 年 3 月
	施工期間業務	
維持管理期間	維持管理業務	令和 12 年 4 月～令和 22 年 3 月

② 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、当該施設から速やかに退去し、事業終了後の当該施設の維持管理業務について市に引き継ぎを行うこと。

(9) 事業に必要と想定される根拠法令等

PFI 法その他、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

- ① 地方自治法
- ② 建築基準法
- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ④ 建設業法
- ⑤ 労働安全衛生法
- ⑥ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
- ⑦ 個人情報の保護に関する法律
- ⑧ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

⑨ その他建築関係資格法・業法・労働関係法

⑩ その他慣例法令、条例等

その他、関係する市条例及び関係法令についても遵守する。なお、上記、関係法令等以外にも要求水準書（案）に記載されている適用基準等についても、事業者自らの責任において、その齟齬等の有無や内容を精査の上、本事業を実施しなければならない。

（１０）実施方針等に関する説明会、サウンディング等

以下のとおり、民間事業者の参入促進を図るため、実施方針に係る説明会及びサウンディングを開催する。参加については、１社につき２名までとし、参加企業が多い場合には開催場所を変更することもある。なお、当日、実施方針等の資料は配布しない。

【説明会】

開催日時：令和７年１０月２８日（火） 午後２時から

開催場所：文化センター 第３練習室

申込先：生活環境部 環境政策課

申込方法：市ホームページより「サウンディング参加申込書（様式１）」を入手し、必要事項を記載のうえ、申込先に提出すること。メールタイトルは「PPP/PFI サウンディング」とする。なお、申込方法以外の事業内容に係わる内容等についての電話対応は一切受け付けない。

（１１）実施方針等に関する意見・質問受付、回答公表

令和７年１０月２３日（木）午後５時まで、実施方針等に対する質問を受け付ける。実施方針等に記載の内容に関して質問がある場合は、質問書（様式２）に記入の上、問合せ先に記載の電子メール宛に提出すること。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する事、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和７年１１月６日（木）までに市ホームページで公表する。

（１２）実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの意見・質問等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。変更を行った場合には、市ホームページで公表する。

２）特定事業の選定方法等に関する事項

（１）特定事業の選定に当たっての考え方

市は、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に

関する基本方針」、「VFM (Value for Money) に関するガイドライン」、および「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和5年度改訂版）」に示すローカル PFI の枠組みや、民間事業者の意見などを踏まえ、市自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に当該公共サービスが提供されると判断した場合、本事業を特定事業として選定する。

（２）特定事業の選定結果の公表

前項に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容とあわせて、令和7年12月中旬を目途に市ホームページで公表する。なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1) 募集要項

特定事業の選定を行った場合は、本事業に係る民間事業者の選定を行う旨、特定事業の選定結果公表と同時に公告するとともに市ホームページに掲載する。

2) 民間事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、設計・施工段階から維持管理段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。従って、民間事業者の選定に当たっては、民間事業者が募集要項に規定する事業参画に足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、市が要求する要求水準を満足することを前提として、公募型プロポーザル方式によって民間事業者を選定する。

3) 各種業務に関する要求水準

本事業の対象となる設計、施工及び維持管理業務に関して事業者が提供すべきサービスの項目と達成水準は、募集公告時に公表する要求水準書に提示する。

4) 募集及び選定の手順及びスケジュール（予定）

募集及び選定に当たっての手順及びスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

（予定）	内容
令和7年12月中旬	特定事業の選定・公表
	募集公告、募集要項等の公表
令和7年12月中旬	募集要項等に関する質問受付期限
令和7年12月下旬	募集要項等に関する質問・回答公表
令和8年1月上旬	参加表明書、参加資格審査申請書類受付期限
令和8年1月中旬	資格審査結果の通知
令和8年1月中旬	事業提案書等の受付開始
令和8年2月上旬	事業提案書等の受付期限
令和8年2月上旬	審査
令和8年2月中旬	優先交渉者の決定及び公表
令和8年2月中旬	基本協定書締結
令和8年3月上旬	合意書（仮契約）締結
令和8年3月中旬	本契約締結

5) 募集要項等に対する質問・回答

募集要項等の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する事、その他競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表する。質問の提出及び回答の公表方法については、募集要項において示す。

6) 参加資格要件

(1) 参加者の定義

- ① 原則、コンソーシアム※（複数の企業の共同体）での参加とする。
- ② コンソーシアムの構成において、沼津市内に本店または本社機能を置く事業者を代表者として選定（代表企業）し、その代表者が市との連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。
- ③ 参加表明時は、コンソーシアムの構成員全てを明らかにし各々の役割分担を明確にすること。
- ④ コンソーシアムの構成員のうち施工役割を担う者は、過去 10 年以内に静岡県内公共施設において本事業に類似または準ずる照明設備関連（施工に限らず設計等）の受託実績を有する沼津市内または静岡県内に本店または本社機能を置く事業者を構成員として 1 社以上参画させること。
- ⑤ 応募者は、応募を含むそれ以後の提案に係る諸手続き及び契約に係る諸手続きを行う。
- ⑥ コンソーシアムの構成員のうち、施工役割を担う全者が沼津市における建設工事競争入札参加資格者であることとする。
- ⑦ 応募者は、優先交渉権者に選定後、提案提出に基づいて事業運営を目的とした特別目的会社（SPC）を市内に設立すること。特別目的会社（SPC）の設立にあたり代表企業および構成企業は必ず出資することとする。

※コンソーシアムとは、代表企業、構成企業、協力企業で構成される共同体のことをいう。
及び、コンソーシアムに参加するものを構成員という。

(2) 参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 提出日までに納期限の到来した市税及び提出日の 1 か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税をいう。）を滞納していないこと。
- ③ 募集要項の参加表明書提出日（以下「提出日」という。）から本業務の実施者が特定されるまでの間、沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 4 年 7 月 1 日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ④ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含

む。)が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与するこれと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

- ⑤ 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- ⑥ 審査委員会の委員が属する組織、企業又はその組織において関連がある者でないこと。
- ⑦ プロポーザル参加コンソーシアムの構成員は、他のプロポーザル参加企業、プロポーザル参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

(3) 応募者の役割

- ① 応募者は、各構成員及び協力企業が次の役割を分担するものとする。
 - ア 事業役割…市の対応窓口となり契約諸手続を行い、遂行の責を負う。
 - イ 設計役割…設計・計画・監理に関する業務を全て実施すること。
 - ウ 施工役割…施工・施工管理に関する業務を全て実施すること。
 - エ 維持管理役割…設備の調査・修繕に関する業務を全て実施すること。
 - オ その他役割…上記アからエまで以外の、SPC運営および金融全般、照明等管理データ、その他照明灯設置状況把握や省エネルギー等の事業検証などに関する業務を各々実施する。
- ② 上記、アからエに該当するものは、過去10年以内に静岡県内公共施設において本事業に類似または準ずる照明設備関連の受託実績を有する沼津市内または静岡県内に本店または本社機能を置く事業者を構成員として1社以上参画させること。
- ③ 応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量を含む事業検証することができる者を構成員として参画させること。
- ④ 施工役割を担う者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可、又はこれに類する許可を受けた者であること。なお、施工役割を担う者は、建設業法第26条に基づき、監理技術者を選任すること。
- ⑤ 協力先請負業者の選定に当たっては、地元事業者を積極的・優先的に選定すること。

(4) 応募に関する留意事項

- ① 費用負担
応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- ② 提出書類の取扱い・著作権
提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。
- ③ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

④ 市からの提出書類の取扱い

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用してはならない。

また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

⑤ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、一つの提案しか行うことができない。

⑥ 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

⑦ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市との協議を行い、市がこれを認めたときはこの限りでない。

⑧ 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

⑨ 虚偽記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

7) 提案審査及び選定に関する事項

(1) 選定方法

本事業の選定は、公募型プロポーザル方式により行い、事業者の選定にあたっては、提案の審査を厳正かつ公平に行うため、公共事業公募型プロポーザル審査委員会（仮）（以下、「審査委員会」という。）における審議を経て優先交渉事業者を選定する。審査委員の構成は、募集公告時に公表するものとする。

(2) 審査方法

審査委員会において提案内容（プレゼンテーションにおける説明等を含む）を総合的に評価、最も評価が高い事業者を優先交渉者とする。また、2番目に評価が高い事業者を次点交渉権者とする。なお、本審査委員会は非公開とし、審査及び選定基準については、募集要項公表時に提示する。

(3) 結果の公表

市は、事業者を決定した場合、参加者に対して速やかに通知するとともに、選定結果及び審査講評を市のホームページにより公表する。

(4) 民間事業者を選定しない場合

民間事業者の募集、提案の評価及び選定において、選定事業者が無い、あるいは、いずれの参加者の提案においても公的財政負担の削減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

8) 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者選定後、募集要項にて公表する基本協定書（案）に基づき、市と事業者は速やかに基本協定を締結する。なお、特別目的会社（SPC）の設立は、市と契約内容の明確化の協議を実施し、基本合意書（仮契約）の締結までに設立することを要する。

(2) 事業契約の締結

市は、選定事業者と事業契約に関する協議を行い、基本合意書（仮契約）を締結する。なお、この基本合意書（仮契約）は、市議会の議決を得て本契約となる。

9) 提案書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、本事業における公表時及びその他市が必要と認める時には、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1) 予想されるリスクと責任分担

(1) 基本的考え方

市と事業者は、事業契約書に従い、誠意をもってそれぞれの責任を履行する。本事業においては、「リスクを最も適切に管理することができる者が当該リスクを負担する」との考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指す。業務の遂行に伴うリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が負うものとする。

不可抗力及び法令変更等の事由によるものについてはリスクへの対応能力等の観点からリスク分担を定めることとする。

(2) 予想されるリスクの分類とその分担

予想されるリスクとその分担については、リスク分担表によることとする。具体的な詳細事項については、実施方針等に対する質問・回答、意見・提案等の結果を踏まえ、募集要項等において示す。

(3) 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、特定事業契約に従い、誠意をもって責務を履行するものとする。

なお、特定事業契約の確実な履行を確保するために、契約保証金の納付等を事業者に求めることとするが、詳細については募集要項等において提示する。

2) 事業実施のモニタリング

(1) モニタリングの目的

市は、本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書にて提示される要求水準を達成しているか否かを確認するためにモニタリングを行う。

(2) モニタリングの実施時期

事業のモニタリングは、設計時、施工時、工事完成時及び維持管理時の各段階において実施する。

(3) モニタリング費用

市が実施するモニタリングに係る費用のうち、市に生じる費用は市の負担とし、その他

費用は事業者の負担とする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、市から事業者に対して支払われるサービス購入料の算定及び支払時期の基準となり、要求水準書に提示される水準を下回る場合には、支払の延期や支払減額、改善勧告、契約解除等の対象となる。

4. 公共施設等の種別並びに規模等に関する事項

実施方針公表時点での、公共施設等の種別及び数量等の事項については、要求水準書（案）を参照すること。

5. 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1) 基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従う。

2) 紛争の際の裁判所に関する事項

契約に関する紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1) 本事業の継続に関する基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するためには、現実性のある事業計画と適格な事業者の採用、市と事業者における適切なリスク分担、全ての合意事項の事業契約書における明文化、事業遂行の定常的な監視を行うモニタリングの実施などが重要である。しかし、こうした措置にもかかわらず事業の継続が困難となった場合を考慮し、事業契約書において、事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2) 本事業の継続が困難になった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合にはその発生事由ごとに次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

事業者が要求水準書に定められたサービス水準を継続的に達成することができないか、サービス水準の未達の程度が深刻である場合、市は、事業者に改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。市の改善勧告にもかかわらず改善されない場合、市は事業者に当該サービスを行う者の交代を求めることができる。こうした措置にもかかわらず、事業の継続が不可と判断される場合、市は事業契約を終了し、新たに民間事業者の選定を行う。

(2) 市の事由により本事業の継続が困難になった場合

事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解約することができるものとする。この場合、市は事業者が被る損害を賠償する。

(3) その他の事由により本事業の継続が困難になった場合

市及び事業者は、いずれにも帰責事由のない事項もしくは不可抗力により本事業の継続が困難になった場合、事業契約書の規定に従い、本事業の継続のために適切な措置をとる。それにもかかわらず、本事業の継続が不可能と判断される場合、本事業を終了する。

3) 金融機関等と市との協議

事業の継続性を確保する目的で、市は、事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関する財政上及び金融上の支援に関する措置は想定していない。

3) その他の支援に関する事項

市は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて必要な協力を行う。

8. その他特定事業に関し必要な事項

1) 予算措置等

本事業は、事業契約内容に基づき予算措置を講じる。

2) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、沼津市ホームページにおいて行うものとする。

3) 問合せ先

沼津市 生活環境部 環境政策課

電話：055-934-4741

メール：kankyo@city.numazu.lg.jp